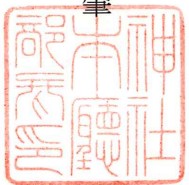


秘書収第一八八号

令和二年三月二十三日

神社本庁秘書部長 小間澤

肇



金刀比羅宮宮司 琴 陵 容 世 殿
代理人弁護士 西 山 司 朗 殿

令和元年十二月二十三日付再度の質問状について（回答）
まづ以て、回答に時間を要しましたことをお詫び申し上げます。
標記の件について、左記の通り回答致します。

記

一、（その一）について

「大嘗祭当日神社の於て行ふ祭祀」に際し、神社本庁では包括下の全ての神社に対し、各神社庁を通じて本庁幣を供進してをり、特定の神社をその対象から除外してはをりません。金刀比羅宮に關しても同様です。

一、（その二）について

当該項目は質問ではなく意見として解釈されるため、回答致し兼ねます。

一、二つ目の記について

「大嘗祭当日神社に於て行ふ祭祀」に際し、本庁幣が供進されなかつた神社が存在したことは洵に遺憾であります。今後はこのやうな事態が発生しないよう、各都道府県神社庁長を通じて事務担当者の適宜適切な事務遂行を指導して参りたく存じます。

以上